

番号	質 問	回 答
1	週休２日とは、週に２日現場を閉めるということですか。	週に２日現場を閉めるのではなく、対象期間全体で「現場を閉める日（現場閉所等という）」が、２８．５％以上（８日／２８日）になるようにしてください。 なお、可能な限り、現場閉所等が平均的（週に２日程度の現場閉所等）になるように努めてください。
2	街路灯工事等で、週３日程度しか現場施工がない場合も、週休２日となりますか。	対象期間が３０日以上または実作業と後片付けを行った日数が計２２日以上以上の工事であれば週休２日と判断します。 なお、対象期間の設定については、監督員と協議してください。
3	週休２日の実績確認はどのような方法となりますか。	「促進工事」については、現場閉所の場合、実務要領別添４を、交替制工事の場合、別添５の報告書で確認する予定です。なお、週休２日の達成判断は、対象期間全体で判断します。
4	現場閉所等の日に、会社で事務作業をした場合も現場閉所となりますか。	会社で事務作業（当該現場の事務作業を除く）をした場合でも、現場閉所等として取り扱います。 なお、現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所等と認められません。
5	週休２日を達成できなかった場合に、成績評定の減点はありますか。	週休２日を達成できなかった場合でも、成績評定の減点はございませんが、達成できなかった分は契約金額を減額変更いたします。
6	契約済みの工事も、工期の途中から週休２日となりますか。	週休２日工事として入札時に指定するため、工期の途中から週休２日になることはありません。
7	週休２日工事は、「交替制」がメインではないのですか。	「現場閉所」を原則とします。現場閉所が馴染まない工事に限り「交替制」を検討する予定です。
8	「交替制」の場合も工程表で実績確認しますか。	「交替制」の場合は、対象者（現場代理人、施工体制台帳に記載の職人等）を別添５の報告書で確認する予定です。詳細については、監督員と協議してください。
9	週休２日工事を希望した場合は、契約変更になるのですか。	入札の時点で週休２日工事であることを示しますが、沿道協議等により対象工事とすることが難しい場合は週休２日工事ではない旨の契約変更を行う予定です。
10	工事毎に３６協定の書類等を提出する必要がありますか。	千代田区への提出は必要ありません。３６協定については、所轄の労働基準監督署にお問合せください。
11	書類作成等による事務負担や書類の削減も進めていただきたい。	書類や写真の電子化による事務負担の軽減を進めます。また、書類の削減にも取り組みます。